

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 616,033,948

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額				
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設 置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等 を行うために必要な資金を日本私立学校振興・ 共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対 する利子助成	平成17年度 ～平成25年度	千円 21,665				
	年次別内訳 平成17年度 3,000 平成18年度 2,917 平成19年度 2,750 平成20年度 2,583 平成21年度 2,416 平成22年度 2,250 平成23年度 2,083 平成24年度 1,916 平成25年度 1,750					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
2 私立学校施設整備借入金利子助成 (社団法人熊本県私学教育振興会借入分) 私立高等学校、私立中学校を設置する学校法 人が学校施設等の新築及び改築等を行うために 必要な資金を社団法人熊本県私学教育振興会か ら借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成17年度 ～平成25年度	7,704				
	年次別内訳 平成17年度 1,580 平成18年度 1,395 平成19年度 1,215 平成20年度 1,035 平成21年度 858 平成22年度 675 平成23年度 495 平成24年度 315 平成25年度 136					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
3 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補 助 融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に 対し、代替地等先行取得資金として1億円の範 囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村が 融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相当 額に対する補助	融資機関が水 没者等に資金 を融資した日 から当該融資 の償還期限到 来後3か月の 期間が満了し、 融資機関が補 償の履行日と して指定する 日まで	融資の償還期限 (融資機関が当該 融資の全部又は一 部につき繰上償還 を請求した場合は、 その支払期日、 その他償還期限の 変更があった場合 には、その変更後 の期日とする。) 到 来後3か月の期 間満了の日におい て、融資機関が弁 済を受けていない 元金及び利息(遅 延利息を除く。)の 合計額に相当す る金額				

事 項	期 間	限 度 額				
4 社会福祉施設借入金利子助成 社会福祉法人等が社会福祉施設の新築及び改築等を行うために必要な資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合の社会福祉法人等に対する利子助成	平成17年度 ～平成28年度	円 22,250				
	年次別内訳 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	3,085 2,885 2,688 2,492 2,295 2,099 1,902 1,708 1,514 1,321 251 10				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">年3.1%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	12年以内	年3.1%以内		
期 間	利子助成率					
12年以内	年3.1%以内					
5 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例（昭和34年熊本県条例第38号）に基づく平成16年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成16年度 ～平成19年度	7,500				
6 農地保有合理化事業等損失補償 熊本県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が財団法人熊本県農業公社に5億5,200万円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が県信連に行う損失補償	平成16年度 ～平成21年度	331,200				
7 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に10億2,800万円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成16年度 ～平成21年度	616,800				
8 農村地域工業等導入資金利子補給 農業協同組合等が農村地域工業等導入地区に立地する企業の設備投資等や地方公共団体等による工場用地の取得造成に対して、平成16年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成17年度 ～平成24年度	1,767				
	年次別内訳 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度	389 390 325 261 197 133 68 4				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7年以内</td> <td style="text-align: center;">年0.9%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子補給率	7年以内	年0.9%以内		
期 間	利子補給率					
7年以内	年0.9%以内					

事 項		期 間	限 度 額																									
9 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）に基づく農業近代化資金を、平成16年度において総額40億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成17年度 ～平成37年度	千円 373,586																									
		年次別内訳 平成17年度 38,438 平成18年度 39,800 平成19年度 39,800 平成20年度 37,620 平成21年度 34,586 平成22年度 31,509 平成23年度 28,433 平成24年度 25,356 平成25年度 22,279 平成26年度 19,203 平成27年度 16,127 平成28年度 13,050 平成29年度 9,974 平成30年度 6,898 平成31年度 3,821 平成32年度 2,518 平成33年度 1,906 平成34年度 1,329 平成35年度 753 平成36年度 177 平成37年度 9																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農協 銀行 県信連</td> <td>一 般</td> <td>15年</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>小土地改良</td> <td>以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共 同</td> <td rowspan="2">農協</td> <td>一 般</td> <td rowspan="2">20年</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>小土地改良</td> <td>以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行 県信連</td> <td>一 般</td> <td rowspan="2">20年</td> <td rowspan="2">年0.4%以内</td> </tr> <tr> <td>小土地改良</td> <td>以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分			期 間	利子補給率	個 人	農協 銀行 県信連	一 般	15年	年1.25%以内	小土地改良	以内	共 同	農協	一 般	20年	年1.25%以内	小土地改良	以内	銀行 県信連	一 般	20年	年0.4%以内	小土地改良	以内		
区 分			期 間	利子補給率																								
個 人	農協 銀行 県信連	一 般	15年	年1.25%以内																								
		小土地改良	以内																									
共 同	農協	一 般	20年	年1.25%以内																								
		小土地改良			以内																							
	銀行 県信連	一 般	20年	年0.4%以内																								
		小土地改良			以内																							
10 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が、中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱に基づく中山間地域活性化資金を平成16年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成17年度 ～平成42年度	17,247																									
		年次別内訳 平成17年度 1,619 平成18年度 1,688 平成19年度 1,688 平成20年度 1,616 平成21年度 1,504 平成22年度 1,389 平成23年度 1,274 平成24年度 1,160 平成25年度 1,031 平成26年度 898 平成27年度 765 平成28年度 632 平成29年度 499 平成30年度 367 平成31年度 234 平成32年度 174 平成33年度 152 平成34年度 134 平成35年度 115 平成36年度 97 平成37年度 79 平成38年度 60 平成39年度 42 平成40年度 24 平成41年度 5 平成42年度 1																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年1.75%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年1.75%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.0%以内	生活環境施設	25年以内	年1.25%以内															
区 分	期 間	利子補給率																										
加工流通施設	15年以内	年1.75%以内																										
保健機能増進施設	15年以内	年2.0%以内																										
生活環境施設	25年以内	年1.25%以内																										

事 項		期 間	限 度 額																
11 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成16年度において総額 8 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成17年度 ～平成32年度	千円 79,419																
		年次別内訳 平成17年度 9,487 平成18年度 10,000 平成19年度 10,000 平成20年度 9,368 平成21年度 8,333 平成22年度 7,276 平成23年度 6,220 平成24年度 5,163 平成25年度 4,106 平成26年度 3,049 平成27年度 2,331 平成28年度 1,800 平成29年度 1,279 平成30年度 758 平成31年度 237 平成32年度 12																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内														
期 間	利子補給率																		
15年以内	年1.25%以内																		
12 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社に森林整備資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失補償		平成16年度 ～平成60年度	128,245																
		年次別内訳 平成16年度 ～平成35年度 26,340 平成36年度 ～平成40年度 9,905 平成41年度 ～平成45年度 28,200 平成46年度 ～平成55年度 49,760 平成56年度 ～平成60年度 14,040																	
13 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号）及び漁業近代化資金助成法施行令（昭和44年政令第209号）に基づく漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成16年度において総額 7 億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給		平成17年度 ～平成36年度	42,421																
		年次別内訳 平成17年度 8,414 平成18年度 7,787 平成19年度 6,664 平成20年度 5,483 平成21年度 3,938 平成22年度 2,877 平成23年度 2,280 平成24年度 1,799 平成25年度 1,345 平成26年度 897 平成27年度 449 平成28年度 159 平成29年度 78 平成30年度 67 平成31年度 57 平成32年度 47 平成33年度 36 平成34年度 25 平成35年度 15 平成36年度 4																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人 施 設 等 資 金</td> <td>20トン以上130トン未満の漁船</td> <td rowspan="2">15年 以 内</td> <td>年0.9% 以 内</td> </tr> <tr> <td>20トン未満の漁船 その他の施設</td> <td rowspan="2">年1.25% 以 内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常 1 年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以 内</td> </tr> <tr> <td>共 同 利 用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以 内</td> <td>年0.45% 以 内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利 子 補 給 率	個人 施 設 等 資 金	20トン以上130トン未満の漁船	15年 以 内	年0.9% 以 内	20トン未満の漁船 その他の施設	年1.25% 以 内	育成期間が通常 1 年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年 以 内	共 同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年 以 内	年0.45% 以 内		
区 分		期 間	利 子 補 給 率																
個人 施 設 等 資 金	20トン以上130トン未満の漁船	15年 以 内	年0.9% 以 内																
	20トン未満の漁船 その他の施設		年1.25% 以 内																
	育成期間が通常 1 年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年 以 内																	
共 同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年 以 内	年0.45% 以 内																

事 項	期 間	限 度 額				
<p>14 漁業経営維持安定対策利子補給                      漁業協同組合等が、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づく漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成16年度において総額1億7,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" data-bbox="240 510 863 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 510 555 566">期 間</th> <th data-bbox="555 510 863 566">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 566 555 651">7年以内</td> <td data-bbox="555 566 863 651">年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	7年以内	年1.25%以内	<p>平成17年度 ～平成23年度</p> <p>年次別内訳                      平成17年度                      平成18年度                      平成19年度                      平成20年度                      平成21年度                      平成22年度                      平成23年度</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">9,560</p> <p style="text-align: right;">2,125 2,125 1,911 1,491 1,061 636 211</p>
期 間	利子補給率					
7年以内	年1.25%以内					
<p>15 熊本県火災共済協同組合貸付                      熊本県火災共済協同組合が火災共済事業により、収入共済掛金等の全額を支払ってもなお支払共済金に不足を生じた場合、その不足額に対する貸付け</p>	<p>平成16年度</p>	<p style="text-align: right;">300,000</p>				
<p>16 地場産業振興対策資金損失補償                      金融機関が地場産業振興対策資金として総額61億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">73,200</p>				
<p>17 金融円滑化特別資金損失補償                      金融機関が金融円滑化特別資金として総額161億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成27年度</p>	<p style="text-align: right;">193,200</p>				
<p>18 小規模事業者資金損失補償                      金融機関が小規模事業者資金として総額110億9,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">132,720</p>				
<p>19 創業者支援資金損失補償                      金融機関が創業者支援資金として総額7億7,200万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">24,704</p>				
<p>20 雇用促進対策資金損失補償                      金融機関が雇用促進対策資金として総額12億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">14,400</p>				
<p>21 新事業展開支援資金損失補償                      金融機関が新事業展開支援資金として総額20億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">48,000</p>				

事 項	期 間	限 度 額				
22 財団法人くまもとテクノ産業財団利子補給補助 金融機関が、新製品・新技術等の研究開発及びその成果の企業化のための資金を中小企業者に対し融資する場合、財団法人くまもとテクノ産業財団が債務保証と併せて当該保証に係る資金（5,000万円を限度とする。）について行う利子補給に対する補助 <table border="1" data-bbox="242 571 865 710"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7年以内</td> <td>年2.9%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	7年以内	年2.9%以内	平成16年度 ～平成23年度	千円 5,099
	期 間	利子補給率				
7年以内	年2.9%以内					
年次別内訳 平成16年度 704 平成17年度 1,250 平成18年度 1,042 平成19年度 833 平成20年度 624 平成21年度 415 平成22年度 206 平成23年度 25						
23 ユニバーサルデザインモデル団地形成促進利子補給 光の森団地内にユニバーサルデザインに配慮した住宅を取得する者に対する利子補給	平成17年度 ～平成19年度	20,000				
	年次別内訳 平成17年度 5,000 平成18年度 13,000 平成19年度 2,000					
24 情報処理関連業務	平成17年度 ～平成22年度	2,533,000				
	年次別内訳 平成17年度 892,334 平成18年度 565,082 平成19年度 480,795 平成20年度 481,795 平成21年度 67,395 平成22年度 45,599					
25 事務機器等賃借	平成17年度 ～平成21年度	1,687,000				
	年次別内訳 平成17年度 479,548 平成18年度 463,525 平成19年度 458,698 平成20年度 267,175 平成21年度 18,054					

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
農地海岸保全 国庫補助事業費	337,000	(借入先) 財務省、日本郵	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内  半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすこ とができる。
農地防 災 国庫補助事業費	7,000	政公社、公営企業		
湛水防 除 国庫補助事業費	102,000	金融公庫、会社、 その他		
土地改良 国庫補助事業費	1,938,000	(借入方法)		
林道 国庫補助事業費	249,000	証書借入又は証 券発行		
治山 国庫補助事業費	741,000	(その他)		
保安林整備 国庫補助事業費	133,000	工事その他の都 合により、一部も		
沿岸漁場整備開発 国庫補助事業費	112,000	しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ		
漁港 国庫補助事業費	353,000	て借り入れするこ とができる。		
河川 国庫補助事業費	958,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
海岸保全 国庫補助事業費	102,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
港湾建設 国庫補助事業費	518,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
道路維持 国庫補助事業費	371,000	とができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	1,114,000			
街路 国庫補助事業費	583,000			
砂防 国庫補助事業費	863,000			
公共土木現 年 国庫補助事業費	343,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木過年度 発補助事業費	157,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内  半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
耕地災害過年度 発補助事業費	1,000	金融公庫、会社、 その他		
治山災害現年度 発補助事業費	11,000	(借入方法)		
治山災害過年度 発補助事業費	30,000	証書借入又は証 券発行		
漁港災害現年度 発補助事業費	6,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
都市公園整備費	45,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
公営住宅費	498,000			
単県農道整備費	208,000			
単県農業農村費	100,000			
緑資源機構保全費 特定中山間事業	78,000			
単県治山事業費	23,000			
単県林道整備費	661,000			
単県道路整備費	4,130,000			
単県河川整備費	496,000			
単県海岸整備費	30,000			
単県砂防整備費	167,000			
単県街路整備費	418,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備 資金貸付事業費	千円 1,150,000	(借入先) 財務省、日本郵		据置期間を含め 30年以内
並行在来線対策 事業費	319,000	政公社、公営企業		半年賦元利均等
心身障害児福祉 施設整備事業費	924,000	金融公庫、会社、 その他		償還又は元金均等
交通安全施設整備 事業費	8,000	(借入方法)		償還、満期一括償 還等
警察施設整備 事業費	11,000	証書借入又は証 券発行		但し、県財政の
県立高等学校整備 事業費	391,000	(その他)		都合により、繰上
被災者住宅再建 支援事業費	457,713	工事その他の都 合により、一部も	年10%	償還をなし、又は
減税補てん債	3,135,000	しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ	以 内	借り換えをするこ とができる。
臨時財政対策債	31,596,000	て借り入れするこ とができる。  発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">72,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 50年以内</p> <p>年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">53,946,713</p>			

平成16年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成16年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		97,012
	1 一般会計繰入金	97,012
2 繰 越 金		78,047
	1 繰 越 金	78,047
3 諸 収 入		351,501
	1 貸付金元利収入	351,501
4 県 債		152,968
	1 県 債	152,968
歳 入 合 計		679,528

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 679,528
	1 農 業 改 良 資 金	679,528
歳 出 合 計		679,528

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就 農 支 援 資 金 金 貸 付	千円  152,968	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還

## 平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成16年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,451,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。



第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		286,120
	1 一般会計繰入金	286,120
2 繰 越 金		1,725,314
	1 繰 越 金	1,725,314
3 諸 収 入		3,632,078
	1 貸付金元利収入	3,632,078
4 県 債		808,350
	1 県 債	808,350
歳 入 合 計		6,451,862

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		1,816,589
	1 中小企業振興資金	1,816,589
2 公 債 費		2,499,518
	1 公 債 費	2,499,518
3 諸 支 出 金		2,135,755
	1 繰 出 金	2,135,755
歳 出 合 計		6,451,862

## 第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
<p>1 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備資金貸付事業）</p> <p>財団法人くまもとテクノ産業財団が平成16年 度に行う設備資金貸付事業 2 億円の未収債権に 対する損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成29年度</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">100,000</p>
<p>2 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分））</p> <p>財団法人くまもとテクノ産業財団が平成16年 度に行う設備貸与事業 4 億円の未収債権に対す る損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成29年度</p>	<p style="text-align: right;">180,000</p>
<p>3 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備導入緊急対策事業）</p> <p>財団法人くまもとテクノ産業財団が平成16年 度に行う設備導入緊急対策事業 4 億円の未収債 権に対する損失補償</p>	<p>平成16年度 ～平成24年度</p>	<p style="text-align: right;">180,000</p>

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金 貸付事業費	千円 808,350	中小企業総合 事業団貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成16年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。